

公益社団法人小豆島青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、公益社団法人小豆島青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を香川県小豆郡小豆島町に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、第5条に定める事業を実施し、又は展開することにより、地域社会及び国家の健全な発展を図り、もって世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、政党その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、その事業活動を特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (2) 教育、スポーツなどを通じて地域住民の心身の健全な発達に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (3) 地域の自然環境の保全・保護及び整備を目的とする事業
 - (4) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (5) 指導力啓発の知識及び教養の取得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (6) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所又は国内若しくは国外の青年会議所その他の諸団体との連携に基づく事業
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前各項の事業については香川県において行うものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 小豆郡内に居住又は勤務する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年であって、本会の目的に賛同し入会したもの。

- (2) 特別会員 満 40 歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会において承認されたもの。
 - (3) 名誉会員 本会に功績のあった者であって、理事会において承認されたもの。
 - (4) 賛助会員 本会の発展を助成しようとする個人又は団体であって、本会の目的に賛同し入会したもの。
- 2 正会員は、満 40 歳に達した日の属する事業年度の末日までその資格を有する。
 - 3 第 21 条で定める直前理事長は、第 1 項第 2 号及び前項の規定にかかわらず、その任にある間は、正会員の資格を有する。

(入会)

- 第 7 条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 入会の手続きに関して必要な事項は、規則で定める。

(会員の権利)

- 第 8 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。
- 2 特別会員、名誉会員及び賛助会員については別に定める。

(会員の義務)

- 第 9 条 会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。
- 2 正会員は、入会に際し総会において定める額の入会金を納入しなければならない。
 - 3 名誉会員を除く会員は、総会において定める額の会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費は納入しておかなければならないこととする。
- 2 退会者があったとき、理事長は理事会に報告しなければならない。

(除名)

- 第 11 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって、その正会員を除名することができる。
- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
 - (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に対し、除名の決議を行う総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、かつ、その総会において弁明

する機会を与えなければならない。

- 3 特別会員、賛助会員又は名誉会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、その会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 解散したとき。

2 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を6カ月以上納入しないとき。
- (4) 6カ月以上例会及び委員会に出席しないとき。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ない事由により、長期間、各種会議及び行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

2 休会の手続きに関し必要な事項は、総会の決議により別に定める入会、休会及び退会に関する規定による。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員は、第10条から第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上

(2) 監事 2人又は3人

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 理事は、正会員のうちから選出する。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼任することはできない。
- 5 その他、役員を選任に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 直前理事長はその理事長経験を活かし、理事会に出席して参考意見を述べることができる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の業務を執行し、事務局を統括する。
- 6 理事長が職務を全うできないときは、専務理事は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 7 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告などを監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第19条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任より退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

- 第20条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。
 - 3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、行わなければならない。

(直前理事長等)

- 第21条 本会には、直前理事長1名及び顧問若干名（以下「直前理事長等」という）を、置くことができる。
- 2 顧問の選任に関しては、第16条第1項の規定を準用する。
 - 3 直前理事長は、前年度に理事長の職に就いた者がこれにあたり、その経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
 - 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
 - 5 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 6 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第19条第1項及び第3項並びに前条第1項及

び第2項の規定を準用する。

(報酬等)

第22条 理事、監事及び直前理事長等は無報酬とする。ただし、常勤の理事、監事及び直前理事長等に対しては、総会において別に定める役員などの報酬規定に従って算出した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 理事が自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他、理事以外の者との間において本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては理事会において定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除)

第24条 本会は役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金3万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総 会

(種別)

第25条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする

(構成)

第26条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1月及び8月に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(権限)

第27条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬額の決定又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分方法
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ①理事及び監事選任の方法に関する規則
 - ②会員資格に関する規則
 - ③会費及び入会金に関する規則
- (8) 正会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に付議することを決議した事項
- (12) 前各号にさだめるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第28条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、第26条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使できることができるときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、その正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第29条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、第26条第3項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第 30 条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第 31 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 32 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使等)

第 33 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 30 条の適用については、その正会員は、総会に出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載し、出席した理事全員及び監事若しくは代表理事及び監事が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第 35 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 36 条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第 24 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎月 1 回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 18 条第 5 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対して、会議に日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続きを経

ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第42条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したとき、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載し、出席した理事全員及び監事若しくは代表理事及び監事が署名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合におけるその電磁的記録に記録された事項については、電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第46条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

- 第 47 条 本会の目的達成のため、毎月 1 回以上例会を開催する。
- 2 例会は、すべての正会員をもって構成する。
 - 3 例会は、定款第 5 条に定める事業の実施又はそれらの事業についての研究及び調査を行い、その内容を理事会に報告する。
 - 4 その他例会の運営について必要な事項は、理事会の決議により定める。

(委員会)

- 第 48 条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために、委員会を設置する。
- 2 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名以上 5 名以内、幹事及び委員各 1 名以上をもって構成する。
 - 3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
 - 5 委員会の議事録については、第 45 条第 2 項を準用する。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

- 第 49 条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

- 第 50 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金管理規定」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

- 第 51 条 本会は、第 69 条による解散のときまで、基金をその拠出者に返還しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。
 - 3 本会に対する基金の拠出者の権利については他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続き)

- 第 52 条 基金の返還は、通常総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 53 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 8 章 財産及び会計

(特定資産の維持及び処分)

第 54 条 やむを得ない理由により特定資産の全部又は一部を処分又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 特定資産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により次条に定める財産管理規定によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第 55 条 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業年度)

第 56 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(会計原則及び区分)

第 57 条 本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業毎に特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 58 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない事由のために予算が成立しない場合、理事会の決議に基づき、予算が成立するときまで前年度の予算に準じて収入し、支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

5 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 59 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款その他諸規定及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第 1 項及び第 2 項の書類などについては毎事業年度の経過後 3 カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 本会は、第 2 項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
- 6 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に公益目的事業の拡大等により同額程度の損失とするものとし、剰余金の分配は行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 60 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 61 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第9章 管 理

(事務局)

第62条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 会員の異動に関する書類
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

2 第58条第1項、第59条第1項及び第3項並びに前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第64条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第64条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第65条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第66条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 67 条 本定款は、第 70 条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 68 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 69 条 本会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 70 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 カ月以内に、総会の決議により、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 71 条 本会が解散等により清算をする場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(清算人)

第 72 条 本会の解散に際しては、清算人を総会の決議によって選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 73 条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議によりその債務を弁済するのに必要な範囲内で会費を、解散の日現在に在籍する会員から徴収することができる

第12章 補 則

(委 任)

第74条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第56条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の理事長は島 薫とする。
- 4 本定款は、平成28年1月1日から施行する。担当理事長：第44代理事長 望月章司
編集担当：2015年度財政局長 丹生茂希

運営規定

第1章 総 則

第1条 本規定は公益社団法人小豆島青年会議所（以下「本会議所」という）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定する。

第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他次の任務をする。

1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

2. 直前理事長

- (1) 理事長経験を生かし青年会議所発展の為、適切な助言を行う。

3. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。
- (2) 担当の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

4. 専務理事

- (1) 理事長及び副理事長と連絡を密にして、これを補佐し、常務を処理する。
- (2) 事務局および財政局を統轄管理する。

5. 理 事

- (1) 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、議事録及び報告書をすみやかに、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

6. 事務局長

- (1) 理事長および専務理事と連絡を密にして、これを補佐し、各委員会および庶務全般を把握し、事業遂行の円滑を図る。

7. 財政局長

- (1) 財政局長は会計経理事務を統括管理する。
- (2) 理事長および専務理事と連絡を密にして、これを補佐し、各委員会および会計全般を把握し、事業遂行の円滑を図る。

8. 専務理事補佐

専務理事と連絡を密にして、これを補佐する。

9. 財務局次長

財務局長を補佐し、財務局長に事故ある時、あるいは欠けたときはその職務を代行する。

10. 委員長

会議所の目的達成のために事業を計画、検討、実施し、かつその成果を確認して委員会議事録及び事業報告書をすみやかに理事長に提出しなければならない。

11. 副委員長

委員長を補佐する。また、委員長が職務を全うできないときはその職務を代行する。

12. 監事

- (1) 法令で定める職務を行う。
- (2) 前号の職務をなす為必要あるときは総会を招集する。
- (3) 他の役職を兼任できない。

第3章 出 席

第3条 (1) 3ヶ月毎に正会員の出席率を発表し、年間実質出席率を管理する。

実質出席率とは、総会、例会、委員会全体行事の出席率をいい、役員の場合は、理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。

- (2) すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は必ず届けること。
- (3) 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて、出席率を算出する。
- (4) 副理事長が担当委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて算出する。
- (5) 下記の会合にあらかじめ届け出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。
 1. J C I (国際青年会議所) 諸会議
 2. 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会
 3. 各地青年会議所の認証伝達式及び記念式典
 4. 各地青年会議所例会
 5. 数日間に亘って開催される会合は1回として扱う
- (6) 病気(要医師の診断書)及び海外出張等のため、長期間に亘り出席不能な場合は休会として出席の義務を免除する。但し、休会届けを理事長宛に提出し、理事会の承認を必要とする。
- (7) 青年会議所関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会、委員会、例会に欠席したときは、第1号に規定する年間実質出席率を算出するにあたっては、出席したものとみなす。但し理事会においては、いかなる事由があっても、理事会に出席できない場合は欠席とする。
- (8) 正会員は会合に出席する際にはJ C バッチとネームプレートを着用しなければならない。
(但し、会合で上衣を使用しない、または正装でない場合はこの限りでない)

- (9) 例会及び総会の出席は所定の用紙に記入し、表示することを原則とする。
又、委員会の出席は所定の用紙に署名することを原則とする。

第4章 例会、定例理事会

第4条 例会は毎月1回開催する。

- 2 通常総会若しくは臨時総会の開催を以て、第4条第1項の例会と替えることができる。

第5条 定例理事会は毎月1回開催する。

第5章 室・委員会・会議

第6条 室は総務室、会員開発室、第一事業開発室、第二事業開発室、能力開発室を設ける事も出来る。委員会は、総務、広報、会員開発、アカデミー、社会開発、指導力開発、経営開発、人材育成などの機能を備えた委員会を設置する。別に必要のある時は、理事会の承認をえて室及び委員会の設置又は統合する事ができる。

- 2 本会の目的達成、または本会の運営を円滑にする為に理事会で必要と判断された場合は、室・委員会とは別に会議体を設置することができる。

第6章 褒章

第8条 本会議所における褒章は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体委員会にして理事会の決定により褒章を行う。尚、褒章の方法等についてはその都度、理事会で決定する。

第9条 褒章は次の規定に基づいて表彰実施する。

1. 対象は次の通りとする。
 - (1) 前年第一回総会以後、今次第一回総会に至る活動
 - (2) 会議所の会員
2. 褒章の種類及び条件は次のとおりとする。
 - (1) 最優秀会員賞
次の条件を満たすもの
 1. 会議所運動に顕著な功績のあったもの
 2. 義務の履行に対し、努力が認められたもの
 3. 内外の拡大、充実に著しく努め、且つ熱心なるもの
 - (2) 優秀会員賞
次の条件を満たすもの
 1. 例会出席率100%のもの
 - (3) 優秀新人賞
次の条件を満たすもの
 1. 当該年度の入会者に限る

2. 第一項の1～3の条件を満たすもの
- (4) 最優秀委員会賞 1委員会
次の条件を満たす委員会
 1. 当該年度の委員会でいちばん活発で且つ他の委員会の模範となり、当青年会議所の発展の為に寄与したと思われる委員会
- (5) 前項の(1)～(4)の賞の他に、当該年度の会議所運動が非常に熱心であると認められた正会員に対して、特別賞を贈ることが出来るものとする。
3. 推薦者は、理事とする。
4. 推薦者は、褒章の理由を所定の様式により総務担当副理事長に提出するものとする。
5. 褒章の表彰
 - (1) 12月に行う。
 - (2) 褒章の表彰は、理事長または理事長が選任した者が行う。

細 則

第10条 本規定の実施に関する事項は理事会において定める。

附 則

- 1 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益在団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本定款は、平成28年1月1日から施行する。担当理事長：第44代理事長 望月章司
編集担当：2015年度財政局長 丹生茂希

小豆島青年会議所会員資格規定

第1章 目 的

第1条 本規定は本会議所会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定する。

第2章 入 会

第2条 入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第3条 入会者は入会時に20才以上で38才未満のものに限り受付けする。

但し、38才以上の者であっても他の青年会議所に在籍し、その所属会議所より推薦を受けた者の場合及び理事会が必要と認めた者はその限りではない。

第4条 推薦者は正会員または賛助会員でなければならない

なお、その内1名は、理事でなければならない。

第5条 理事長は、入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第6条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第7条 入会を承諾された者は入会金又は会費の納入をもって正会員となる。但し、入会承認後1ヶ月以内に会費を納入しない場合は、理事会の決議により入会を取り消すことが出来る。

第8条 会費は、6月末日迄に入会を承認された者については全額とし、7月以降の入会については半額とする。

第3章 会費の納入

第9条 定款第9条に定める年会費は、毎年1月末日迄に納入しなければならない。

但し、会費を1月末日と7月末日迄の2期に分納することが出来る。

第4章 会 費

第10条 正会員が11万円、賛助会員1万円、特別会員2万円（終身）、入会金5万円。

2 上記金額の決定及び変更は、総会の決議により決定する。

第5章 会員の失格

第11条 定款第11条に定める行為があった時は、理事会が実情を調査する。

第12条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

第6章 休 会

第13条 病気又は海外出張等によりやむをえず休会する時は、理事長まで文書で申し出て理事会の承認を得て、休会することができる。

休会が1年以上に及ぶ場合は理事会であらためて継続の承認を受けなければならない。

但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第7章 特別会員

第 14 条 定款第 6 条第 2 号の有資格者で所定の会費を納入したものは特別会員となる。

第 15 条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加出来る。
但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第 8 章 賛助会員

第 16 条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することが出来る。

第 17 条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第 18 条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加出来る。
但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第 9 章 名誉会員

第 20 条 過去に当青年会議所に在籍し、本会に対し顕著な功績があったもので理事会において承認されたものは名誉会員として在籍することが出来る。

第 21 条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加出来る。
但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

細 則

第 22 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を経て、総会の決議を以て定める。

附 則

1 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本定款は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。 担当理事長：第 4 代理事長 望月章司
編集担当：2015 年度財政局長 丹生茂希

役員選任規定

第 1 章 総 則

第 1 条 (総 則)

定款第 15 条に定める役員は、この規則の定めるところにより選任する。

第 2 条 (理事長候補者の資格)

理事長たる資格は、次のいずれかに該当し、翌年1月1日現在なお正会員であるものとする。

- (1) 副理事長及びその経験者
- (2) 専務理事及びその経験者
- (3) 室長及びその経験者
- (4) 委員長及びその経験者

上記のいずれかに該当し、選出時まで連続して3年以上正会員として在籍するもの、但し、理事長及びその経験者には資格なしとする。

第3条（理事長の選任）

理事長は第4条の理事長選考委員会より推薦された理事長候補者1名が、理事会の信任を得て決定される。

第4条（理事長選考委員会）

理事長選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員は、次のいずれかの資格を有するものから選任する。

- (1) 理事長及び経験者
- (2) 副理事長及びその経験者
- (3) 専務理事及びその経験者
- (4) 室長及びその経験者
- (5) 7月末日迄連続して3年以上正会員として在籍し、且つ理事の経験者

2. 選考委員会委員の定員は15名以内とし、理事会により決定する。
3. 選考委員会の委員長には現理事長があたり、会議の議長をつとめる。
4. 選考委員会は全委員の3分の2以上の出席により成立する。
5. 選考委員会委員長は委員会開催の5日前までに開催日時、場所、議題を全委員に連絡しなければならない。

第5条（理事長選考委員会の決議）

選考委員会は第2条の有資格者の中から、理事長候補者1名を選出する。

2. 理事長に立候補しようとする者は正会員5名以上の署名、捺印した推薦状を理事長選考委員会に提出しなければならない。
3. 候補者が2名以上の場合は、無記名投票により出席委員数の過半数を得た者が理事長候補者となる。但し、出席委員数の過半数を得ない場合には、上位2名の者が決選投票を行い、出席委員の過半数の得票を得たものを理事長候補者として選出する。
4. 決選投票により出席委員の過半数の票を得る候補者がいない場合は、後日理事会にて投票して決する。この場合は自動的に次年度理事長予定者となる。
5. 理事長選考委員はその権限を他のものに委任することはできない。

第6条（信任）

第5条により選出された理事長候補者の信任は、理事会において行う。

2. 信任は総理事数の3分の2以上が出席し、出席した理事の過半数の賛同をもって信任される。

3. 信任の結果、不信任となった場合は、選考委員会は他の理事長候補者を選出し、再度信任を行う。

第7条（次年度理事長予定者）

信任を得た理事長候補者は次年度理事長予定者となり、翌年1月1日を以って理事長となる。

第3章 理事及び監事選任に関する事項

第8条（理事の資格）

理事になれる資格は選出時まで連続して1年以上正会員として在籍し、翌年1月1日現在なお正会員であること。

第9条（理事の種類）

本章の規定により選任された理事は、それぞれ次に記する役員に任ずる。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上5名以内
- (3) 室長 2名以上6名以内（但し、設置された場合に限る）
- (4) 専務理事 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 財政局長 1名
- (7) 委員長 委員会数に応ずる数
- (8) 直前理事長 1名

第10条（理事の選任）

理事数は定款第15条に定める定数を越えない範囲内で、総会において決定する。

2. 前項により決定された理事数の2分の1以上の理事は、正会員の選挙により選出する。
3. 前項以外の理事は、次年度理事長候補者が選出し、総会の決議によって選任する。

第11条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）は、理事の選挙を管理する。

2. 管理委員会の定数は5名とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
3. 管理委員会の委員長は委員の互選による。
4. 委員の任期は委嘱を受けた日から当該選挙の事務が終了する日までとする。

第12条（選挙の日程）

理事の選挙の日程は次の通りとする。

- (1) 管理委員会は発足後10日以内に被選挙権者を正会員に文書にて通知、事務局に掲示するものとする。
- (2) 立候補受付期間は3日間とする。
- (3) 選挙運動期間は7日間とする。
- (4) 投票は運動期間の最終日とする。

(5) 当選発表は開票後、直ちに行う。

第 13 条 (立候補者の推薦)

理事に立候補しようとするものは正会員 3 名以上の署名、捺印した推薦状を管理委員会に提出しなければならない。

2. 正会員は 5 人以上の立候補者の推薦人となることはできない。
3. 理事に立候補しようとするものは、他のものの推薦人となることはできない。

第 14 条 (選挙運動)

選挙運動期間外は一切の運動を行ってはならない。

2. 候補者並びにこれを支援する会員は、日本青年会議所の目的、綱領及び本会議所定款に則り名誉を重じ、節度ある運動に努めなければならない。

第 15 条 (不在者投票)

やむを得ない理由により投票日に直接投票できない会員は、管理委員会の定める方法によって不在者投票をすることができる。

第 16 条 (投票)

投票は無記名投票とする。

第 17 条 (投票及び開票立会人)

投票及び開票に際しては 3 人以上の立会人をおく、立会人は監事及び正会員の中より管理委員会が指名する。

第 18 条 (無投票当選)

定数以内の立候補の場合は、無投票にて当選とし管理委員会が発表する。

但し、立候補が理事数の半数に満たない場合は正会員の推薦投票を行い、上位者より決定する。

2. (1) 前項の残りの理事は次年度理事長予定者が指名し、総会にて発表し承認を求める。
- (2) 被推薦投票者は、第 12 条第 1 号の被選挙権者から前項の無投票当選者を除いた者とする。
- (3) 管理委員会は、被推薦投票者名簿及び投票用紙を推薦投票執行日の 3 日前迄に到着するように有権者に送付しなければならない。
- (4) 推薦投票は、有権者 1 名につき 1 票。
推薦すべき理事の数だけ連記し、無記名で以って郵送により行う。
推薦すべき理事の数より多く、若しくは少なく記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし、その他、投票の有効、無効は管理委員会に一任する。
- (5) 開票は管理委員会及び現在の監事の立会いの上、これを行わなければならない。
- (6) 得票多数の上位者をもって理事当選者とし、下位に同数があつて、順位がきまらざる場合には、管理委員会及び現在の監事の立会いの上、当該得票者の当選順位を次の基準をもって決定する。
 1. 青年会議所歴の上位者 (長い者)

2. 年令の上位者（年長者）

(7) 管理委員会は、当選者が確定した時は遅滞なく当選者の氏名を理事会及び全正会員に通知しなければならない。

第 19 条（職務の指名）

次年度理事長予定者は、理事として選任されたものの中より第 9 条に定める理事の候補者を選定し、理事会にて承認を求める。

第 20 条（監事の選任）

監事は理事を除いた会員より選任する。

2. 監事は、理事長、副理事長、室長、専務理事、委員長のいずれかの経験者より総会において選任する。

3. 監事は、国際青年会議所、日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会等に出向することができる。

第 21 条（欠員の補充）

理事長が任期中途で欠員となった場合は理事会に於いて推薦し、総会の承認を経て、新理事長を 2 ヶ月以内に選任しなければならない。

2. その他の役員が欠員となり、理事会が必要と認めた場合は、理事長が理事会の承認を得て選任する。

第 22 条（直前理事長）

直前理事長は前年度の理事長が、これにあたる。

第 23 条（特別顧問）

特別顧問は理事長経験者たる正会員の中より、理事会の議を得て理事長が委嘱する。

第 24 条

過去 4 年間連続して、副理事長、専務理事、室長の役職にあたったものは上記役職に引き続き就くことはできない。

附 則

1 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

庶 務 規 定

第 1 章 目 的

第 1 条 本規定は公益社団法人小豆島青年会議所（以下「会議所」という）の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、庶務、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

第2章 事務局

第2条 事務局には事務局長1名および財政局長1名、事務局員若干名を置く。

2. 事務局長は庶務事務を統轄管理する。
3. 事務局員は事務局長の指示を受けて事務を処理する。

第3条 事務局においては、次の事務を分掌する。

1. 庶務事務

- (1) 定款その他諸規定に関する事項
- (2) 諸会議に関する事項
- (3) 機密並びに秘書事務に関する事項
- (4) 文書の收受、発送、整理、保管に関する事項
- (5) 浄書、印刷に関する事項
- (6) 事務報告、その他諸報告並びに諸記録に関する事項
- (7) 慶弔儀礼及び交際に関する事項
- (8) 各委員会の連絡調整に関する事項
- (9) 公益社団法人日本青年会議所地区及びブロック協議会並びに各地青年会議所との連絡調整に関する事項
- (10) 官公署及び経済諸団体との連絡調整に関する事項
- (11) 会員台帳の調整、管理に関する事項
- (12) 図書、資料及び物品の購入、整理、保管に関する事項
- (13) その他庶務事務に関する事項

2. 会計経理事務

- (1) 会費及び諸経費徴収に関する事項
- (2) 経費の収支予算及び決算に関する事項
- (3) 現金・預金及び有価証券の出納並びに保管に関する事項
- (4) 物品の購入、出納、保管及び処分に関する事項
- (5) 財産の管理、営繕及び処分に関する事項
- (6) 会計帳簿の整理及び保管に関する事項
- (7) その他会計経理事務に関する事項

第4条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- (1) 会議所の定款並びに諸規定 永久保存
- (2) 総会及び理事会の議事録 永久保存
- (3) 会議所内部の文書 10年間保存
- (4) 公益社団法人日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴り 5年間保存
- (5) 会議所会報綴り 5年間保存
- (6) 事務局日誌 3年間保存
- (7) 受発信簿 3年間保存

(8) その他必要と認める文書 3年間保存

第5条 事務局長は備品台帳を整理し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 文書事務

第6条 文書は総て担当委員会において所定の用紙に立案し、当該委員長、副理事長、専務理事を経て、理事長の決裁を受けて施行する。

2. あらかじめ副理事長、委員長および事務局長または財政局長に委任されたものについてはその決裁により処理するを妨げない。

第7条 他の委員会に関係するものについては、当該委員会と合議の上、前条の手続きをとる。

第8条 到着文書は総て事務局で收受し、文書受信簿に記載しなければならない。

2. 文書には余白に受信番号、年月日及び閲覧印その他必要事項を記載し、専務理事、理事長を経て当該委員長にすみやかに配布する。

第9条 文書に金券、切手又は物品等を添付したものがあれば、その旨文書收受簿に併記し、前条の手続きをとること。

第10条 各委員長は文書の配布を受けたときはすみやかに処理するものとする。

第11条 決裁を得た発注文書の成案は文書発送簿に発信番号、宛名及び件名を記載した上、これを浄書、印刷し、該当発信者印を捺印し、直ぐに発送する。

第12条 発送文書は、理事長名又は理事長及び担当委員長の連名をもってするのを原則とする。

第13条 完結文書は種別分類の上、完結月日の順にファイルし、事務局に保存する。

第4章 会計経理事務

第14条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

(1) 帳簿

(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿及び補助簿)

(2) 決算書類及び諸表

(貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録)

(3) 伝票

(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第15条 金銭の出納は財政局長が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

(1) 収入については発行した領収書控え

(2) 支出については受領書

(3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書

第16条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

第 17 条 予算の執行は単位事業毎に収支予算計画書を作成し、総会の承認を得て担当委員長の責任において行うものとする。

2. 執行に当っては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用することに努めること。

3. 単位事業が完了したときは、すみやかに収支計算書を作成し、証憑及び関係書類を揃え捺印の上、理事長に提出しなければならない。

4. 経費の支払は、請求書又は支払依頼書により行うものとする。

第 18 条 会費、諸費の徴収は請求書の発行により行う。請求書の送付を受けたときは、所定の期日までに指定する金融機関又は事務局へ納付するものとする。

第 19 条 納期限後 1 ヶ月を経て、なお未納のもののある場合は督促状を発する。

第 20 条 特に即時支払を要するものの外は、毎月末日に請求書の受付を締切、翌月 10 日をもって支払うものとする。支払日が休日に当るときは、後日にする。

第 21 条 事務局長は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は原則として夫々担当の科目に振り替え、関係帳簿を照会、且つ整理し、銀行預金 残高証明等証拠書類をととのえなければならない。

第 22 条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存する。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 決算書類 | 永久保存 |
| (2) その他の会計書類 | 5年間保存 |

第 5 章 慶 弔

第 23 条 会員及び特別会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

1. 会員の慶弔に関しては次の通り定める。

- (1) 会員死亡
 1. 50,000 円範囲内に於いて生花又は花輪一對及び香典
 2. 弔 辞
- (2) 会員夫人及び両親、子女の死亡 10,000 円
- (3) 会員の結婚 10,000 円
- (4) 会員の病気（入院 15 日以上） 5,000 円
- (5) 会員の第一子誕生 5,000 円
- (6) その他理事会の決定により贈ることができる

2. 特別会員の慶弔に関しては、次の通り定める。

- (1) 特別会員死亡
 1. 5,000 円香典と生花又は花輪とする
 2. 弔 辞
- (2) 特別会員夫人及び両親、子女の死亡
……………生花又は花輪
- (3) その他理事会の決定により贈ることができる

第6章 旅 費

第 24 条 理事長が命じた事務局職員の出張に際しては、旅費、宿泊費の実費とその他必要と認められた費用を支給する。

細 則

第 25 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を経て、総会の決議を以て定める。

附 則

1. 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

特定費用準備資金等取扱規定

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本規則は、公益社団法人小豆島青年会議所（以下「本会議所」という）が特定費用準備資金及び特定の資産の集取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

(1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 特定資産集取得・改良資金 認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるための保有する資金をいう。

(3) 特定費用準備資金等 上記（1）及び（2）を総称する。

(原則)

第 3 条 本規則による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 本会議所は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 本会議所が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産集取得・改良資金

(特定資産集取得・改良資金の保有)

第7条 本会議所は、特定資産集取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産集取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 本会議所が、前条の特定資産集取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、目的、計画期間、資産の集取得又は改良等（以下「資産集取得等」という）の予定時期、資産集取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を集取得し又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産集取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産集取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産集取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産集取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

い。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産集取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 雑 則

(法令等の読替え)

第10条 本規則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議を以て行う。

(細則)

第12条 本規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

附 則

1. 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。